

平成28年度全国知的障害関係施設長会議 第二分科会

テーマ『重度・高齢者の支援について』

実践発表

～地域生活支援拠点モデル事業～

(参考資料)

コーディネーター 芦馬謙二

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業実施要綱

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

平成27年4月9日

1) 目的

この事業は、**障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」**を見据え、障害児者の地域生活支援を推進する観点から、**障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう**様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、**地域支援のための拠点の整備**や、**地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備**を積極的に推進していくことを目的にモデル事業を実施し、**障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築**を図るとともに、モデル事業の成果を全国に周知していくことを目的とする。

2) 実施主体

実施主体は市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。ただし、市町村による実施が困難な場合等について、複数の市町村が共同して実施主体となる又は市町村との協力により都道府県が実施主体となることができるものとする。また、事業の一部を社会福祉法人又は特定非営利活動法人等(以下「団体等」という。)に委託することができるものとする。この場合において、実施主体は、団体等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むとともに、団体等から定期的な報告を求めるものとする。

事業内容等

地域において(1)に定める機能の強化を図るため、各地域内でそれらの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した拠点(以下「地域生活支援拠点」という。)の整備や地域における複数の機関が分担して機能を担う体制(以下「面的な体制」という。)等を整備することを目的とし、その立ち上げ支援のため次の(2)の事業のうち必要な事業(①は必須とする。)を実施する。

○必要な機能について

地域生活支援拠点及び面的な体制(以下「地域生活支援拠点等」という。)の整備に当たっては、既に地域にある機能を含め、次の5つの機能全てを設けるものとする。

- ① **相談**
地域移行支援や地域定着支援による常時の連絡体制や緊急の事態等の相談支援、親元からの自立等に当たっての相談や地域での暮らしの相談等、障害児者やその家族からの相談に応じる機能
- ② **体験の機会・場**
地域移行や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する機能
- ③ **緊急時の受け入れ・対応**
地域で生活する障害児者の急な体調不良や、介護者又は保護者の急病等の場合に備え、短期入所等における緊急受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- ④ **専門的人材の確保・養成**
医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢になった障害者への対応について専門的な対応を行うことができる体制の確保やそのような支援を行うことができる専門的な人材の養成を行う機能
- ⑤ **地域の体制づくり**
コーディネーターの配置等により地域の障害児者の様々なニーズに対応できるサービス提供や、それらを提供できる地域の体制整備等を行う機能

地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 平成27年4月30日

地域生活支援拠点又は面的な体制(以下「地域生活支援拠点等」という。)の整備については、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)において、平成29年度末までに各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも一つを整備することとしているところ。

その整備については、これまで障害保健福祉主管課長会議等でも積極的な推進をお願いしてきたところであるが、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)の地域生活支援をさらに進める観点から重要なものと考えているので、下記の点にご留意いただき、積極的な整備をお願いする。

1 趣旨

障害者及び障害児の**入所施設や病院からの地域移行**を進めるとともに、障害者の高齢化・重度化や**「親亡き後」**に備えるためには、地域での安心感を担保し、**障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築**が急務である。

地域には、障害者等を支える様々な資源が存在し、これまでも地域の障害福祉計画に位置付けられ整備が進んできているところであるが、**資源が存在しても、それらの間に有機的な結びつきがなく、効率的・効果的な地域生活支援体制となっていない**、重症心身障害や強度行動障害等の支援が難しい障害者等への対応が十分でないとの指摘がある。また、地域で障害者等や障害者等の家族が安心して生活するためには、**緊急時にすぐに相談**でき、必要に応じて**緊急的な対応**が即座に行われる体制が必要であるとの指摘がある。

このため、障害者等の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、**障害者支援施設やグループホーム等**への集約や必要な機能を持つ主体の連携等により、重症心身障害や強度行動障害等により支援が難しい者を含めた障害者等の**地域生活を支援する体制の整備**を行うため、**地域生活支援拠点及び面的な体制の整備**の推進を図る

整備に当たっての留意事項

(1) 協議会の活用

協議会の場において市町村内の現状に応じて検討していただくことが重要
地域生活支援拠点等の運営に対しても協議会が関与することが望ましい

(2) 地域定着支援の活用について

地域生活支援拠点等が果たすべき機能の一部を担う
地域移行支援を利用していない障害者であっても地域定着支援を利用できる
地域移行支援の利用は必ずしも1年間に限られず

(3) 面的な整備について

協議会での検討の結果、新たに緊急時の受け入れを行う短期入所事業所を整備することとなった場合等について、
社会福祉施設等施設整備費の優先的な整備対象等

(4) グループホームを拠点とする整備について

グループホームの利用者が**本人の意思に反して当該日中活動事業所**を利用させられることのないように

平成26年度厚生労働科学研究

平成26年度厚生労働科学研究費補助金において、「障害児・者の地域生活支援推進のための機能強化の在り方に係る研究」を実施し、地域生活支援拠点等の事例をまとめており、近日中に厚生労働省ホームページに報告書を掲載する予定なので追って連絡する。

厚生労働科学特別研究事業

- 障害児・者の地域生活支援推進のための
能強化の在り方に係る研究より

平成26年度 総括・分担研究報告書
研究代表者 肥後 祥治
平成27(2015)年 4月

目次

I . 総括研究報告	
障害児・者の地域生活支援推進のための機能強化の在り方に係る研究	
肥後祥治	1
II . 分担研究報告1	
地域生活支援が機能強化されている地域の具体的な支援状況の把握と	
それぞれ地域状況および社会資源等に関する調査	
肥後祥治・末安民生・佐藤克敏・牛谷正人・真鍋龍司・野口直樹・片桐公彦・水流源彦	9
III . 分担研究報告2	
機能強化された地域生活支援のユーザ側から見た実態及び評価に関する面接調査	
佐藤克敏・肥後祥治・牛谷正人・末安民生・有村玲香	59
IV . 分担研究報告3	
障害者の地域生活支援を推進するシステムとそのシステムを機能させる条件に関する考察	
牛谷正人・肥後祥治・佐藤克敏・末安民生・片桐公彦・福島龍三郎	123
V . 研究成果の刊行に関する一覧表	136
VI . 研究成果の刊行物・別刷	136

研究要旨

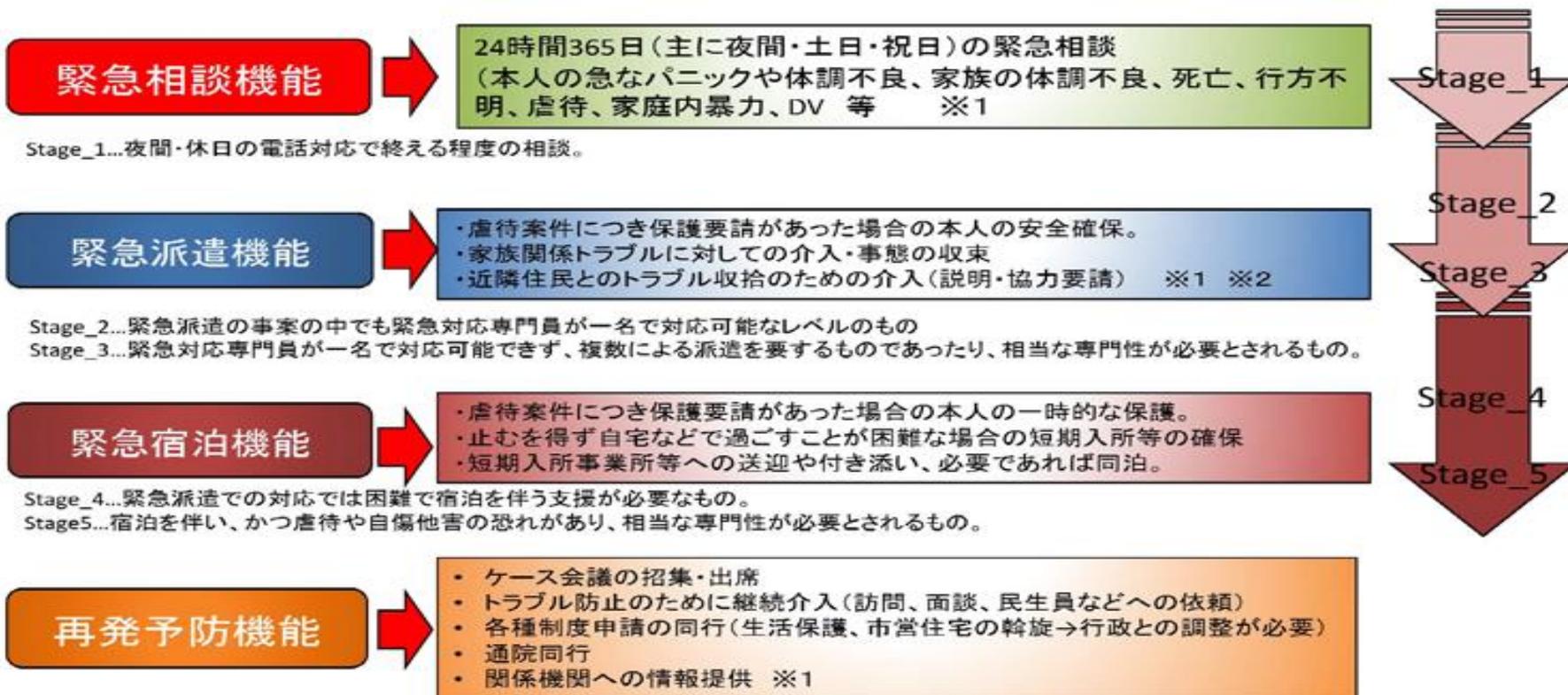
障害者の地域社会における生活がさらに重要になっている一方、障害児・者の重度化・高齢化等を見据えた地域における居住支援の在り方の検討が求められている。これらを受けて厚生労働省では、今後都道府県・市町村が定める第4期障害福祉計画(平成27年度～29年度)において、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等を各市町村又は各圏域に整備することの必要性議論されており、その具体的な方略が検討されてきている。

本研究は、その具体的な方略を検討するために国内において地域生活支援が機能強化された実践についてつぶさに調査を実施し、これらの知見を元に都道府県・市町村が障害福祉計画の策定を開始する平成27年度に向けた参考資料の作成及び政策実施上の課題の整理を行うとことを目的とした。実際には、「地域生活支援が機能強化されている地域の具体的な支援状況の把握とその支援を可能としている地域状況および社会資源等に係る調査(分担研究1)」、「機能強化された地域生活支援のユーザー側から見た実態及び評価に関する面接調査(分担研究2)」の2つの調査を実施し、それらの結果を手がかりに「障害者の地域生活支援を推進するシステムとそのシステムを機能させる条件に関する考察(分担研究3)」を行った。

分担研究1においては、「多機能拠点整備型(GH併設型)」、「多機能拠点整備型(単独型)」「面的整備型」3つのタイプの事業所における**緊急事態におけるサービス提供は、財源やサービスの提供の方法等は、それぞれ異なっている部分が少なくなかったが、地域や利用者にとって安心を支えるサービスとなっていることが今回の調査から明らかになった。**その一方で実際のサービス展開における問題も具体的には、**スタッフ確保の難しさ、実際の緊急対応においておける短期入所空床の問題、現在制度化されている地域定着支援の運用の問題など事業展開上の課題として上がってきた。**分担研究2においては、**急を要する支援を必要とする経験では、本人のことが約5割、家族・介護者自身のことになると約6割となっておりどちらも半数を超えていたこと、本人のリスク要因には、行動上の問題を有することと障害支援区分が高い者であることが明らかとなった。**また、**支援ニーズの高さに影響を及ぼす要因として、次の点に配慮すべきことが示唆された。①行動障害の有無、②行動援護区分の得点の高さ、③障害支援区分の高さ、④介護力の低さ⑤介護力の低さは、介護者の年齢や本人の支援ニーズも関連があること⑥行動上の問題を有する場合には、家族の障害理解も介護力に影響する可能性があることなどが明らかとなった。**分担研究3においては、これらの結果を踏まえて、今後の地域生活支援の推進に必要なシステムや枠組みについて検討がなされ、**今後のシステムへのモデル案が提案された。**

地域生活支援に求められる緊急対応の機能

緊急対応コーディネーター・緊急対応支援員(仮称)の機能について



※1 委託相談、基幹相談支援センターとの兼務や一体的運営も想定できる。 ※2 特定相談+一般相談+コーディネーターの組み合わせも可
「再発予防機能」については基幹相談センター、行政との棲み分けを検討する必要がある。

地域における居住支援のための機能強化(厚労省資料より)

地域における居住支援のための機能強化

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の抱える課題に応じて、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を地域に整備していく手法としては、① これらの機能を集約して整備する「**多機能拠点整備型**」（グループホーム併設型、単独型）、② 地域において機能を分担して担う「**面的整備型**」等が考えられる。

(参考) 居住支援のための機能強化の整備手法のイメージ

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、関係者や障害当事者が参画して検討



1の建物における共同生活住居の設置数に関する特例

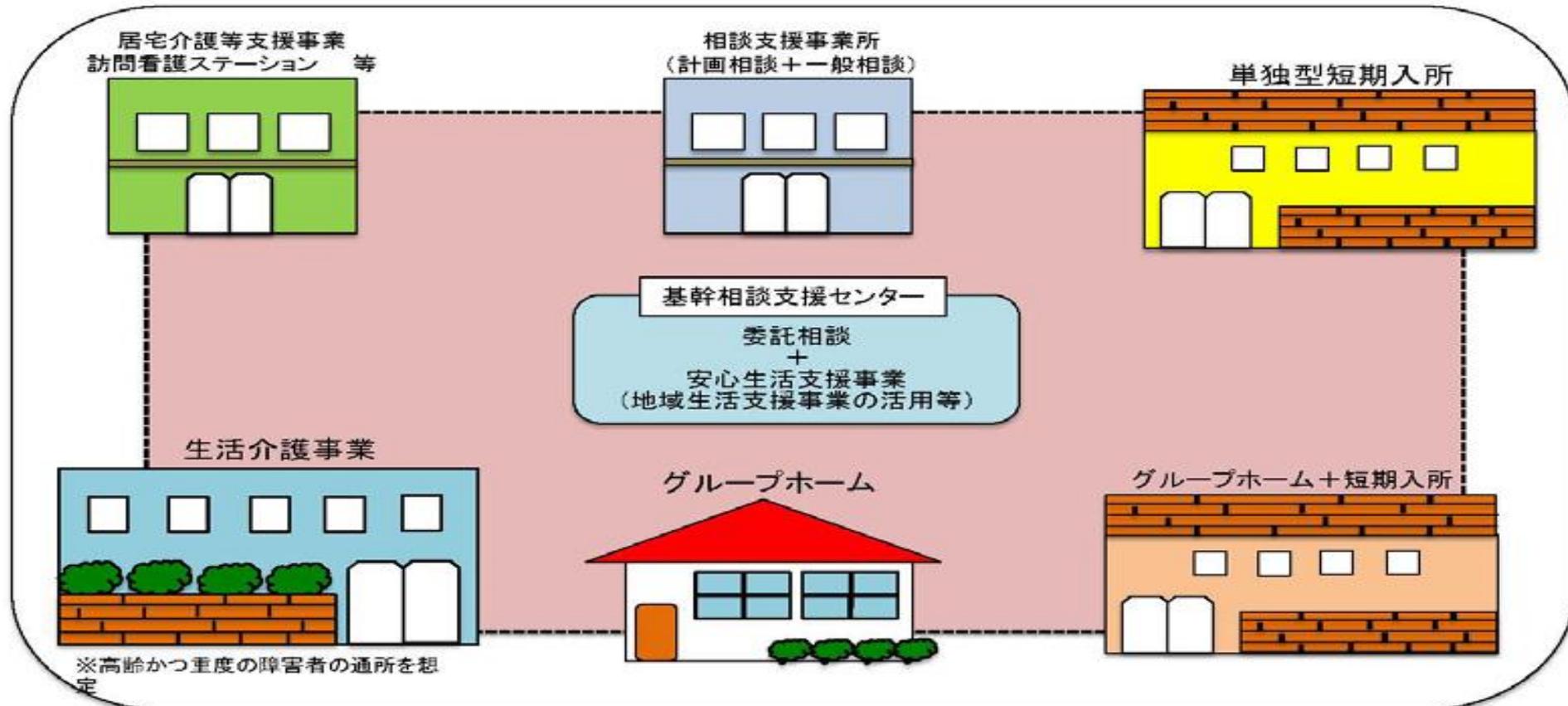
都市部など土地の取得が困難な地域等においても、各都道府県の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、次のいずれにも該当するものとして都道府県が認めた場合は、1の建物の中に複数の共同生活住居の設置を認めることとする。

- ① 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業や地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと
- ② ①の機能をグループホームに付加的に集約して整備することが障害福祉計画に地域居住支援の一環として位置づけられていること
- ③ 1つの建物であっても、入り口(玄関)が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること
- ④ 1つの建物に設置する共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下(短期入所(空床利用型を除く。))を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。)であること

地域生活支援拠点(面的整備型)の組み合わせ例

地域生活支援拠点(面的整備型)の組み合わせの例

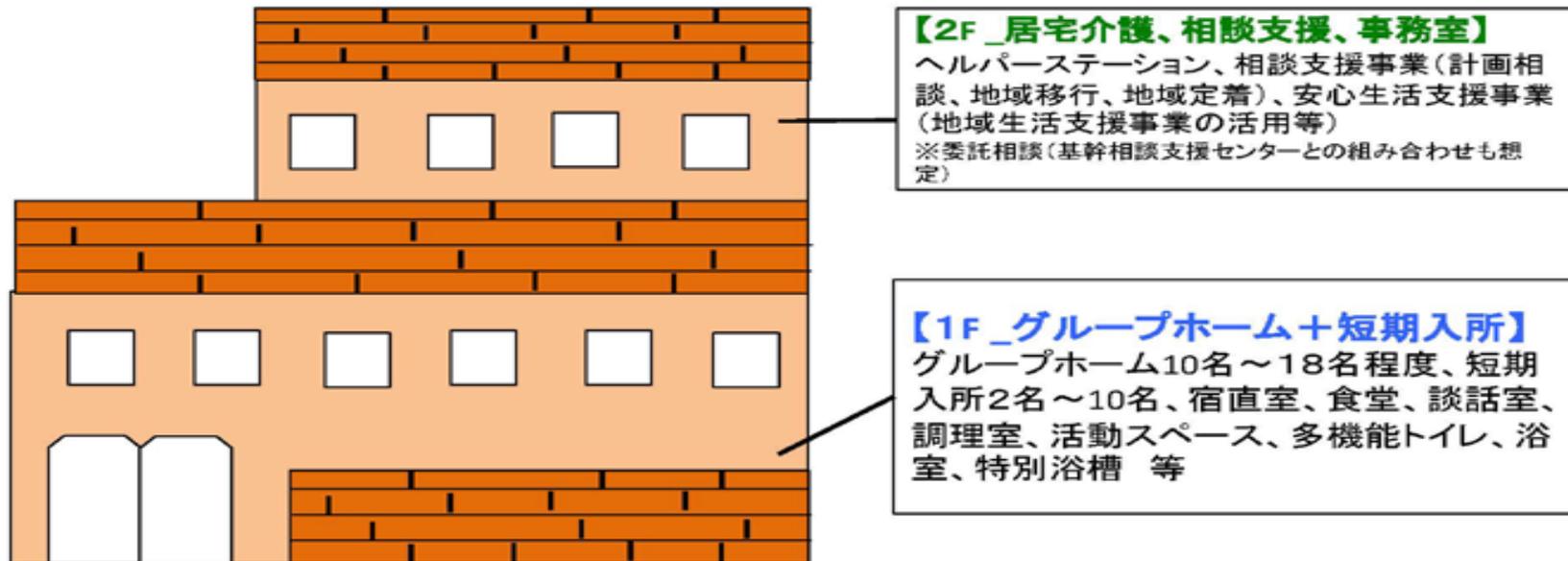
一定のエリア内に日中活動、グループホーム、短期入所、居宅介護等支援、訪問看護ステーション、相談支援、基幹相談支援、安心生活支援事業(地域生活支援事業の活用等)等を整備するパターン



地域生活支援拠点(面的整備型)の組み合わせ例

地域生活支援拠点(多機能拠点型)の組み合わせの例 ①

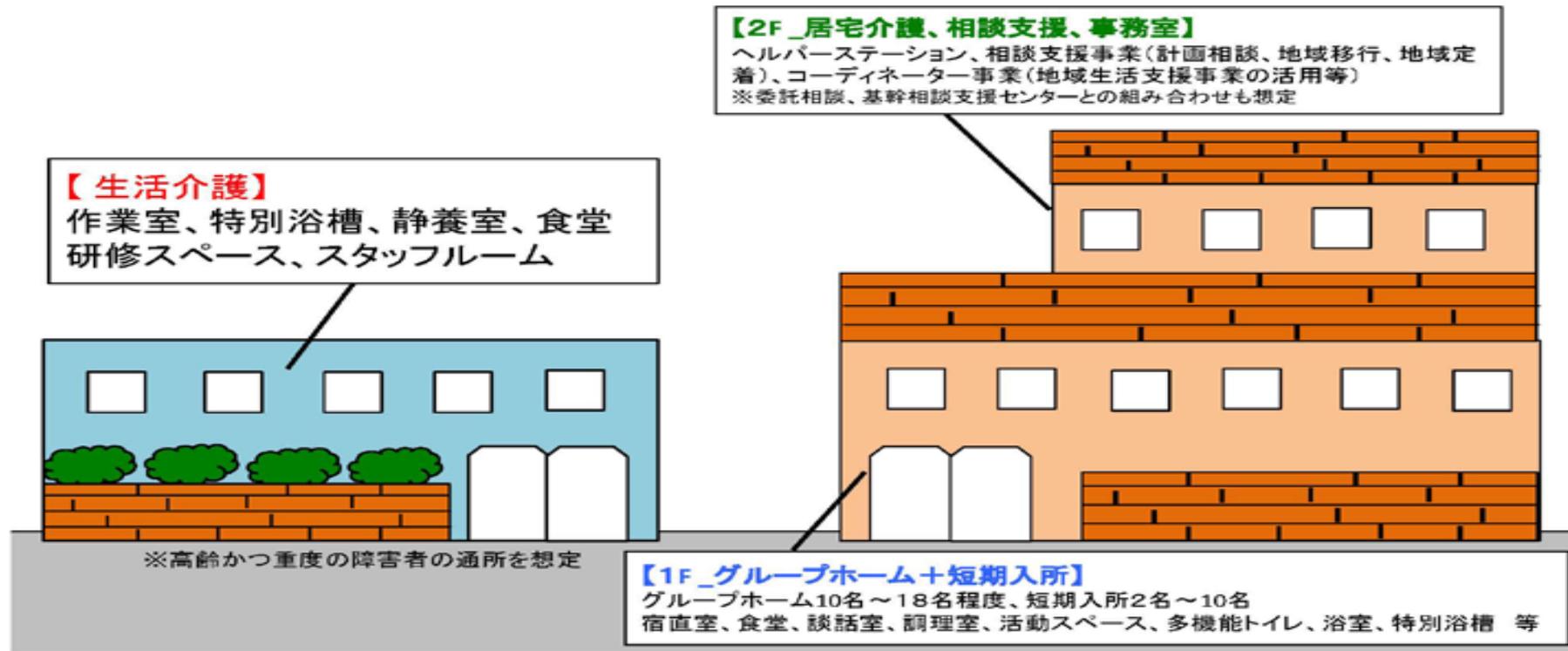
グループホーム、短期入所、居宅介護等支援、相談支援、安心生活支援事業(地域生活支援事業の活用等)を整備するパターン



地域生活支援拠点(面的整備型)の組み合わせ例

地域生活支援拠点(多機能拠点型)の組み合わせの例 ②

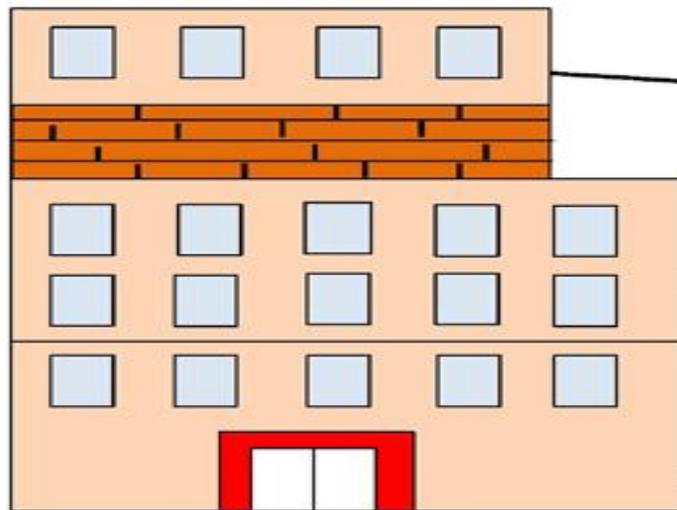
近隣に日中活動、グループホーム、短期入所、居宅介護等支援、相談支援、安心生活支援事業(地域生活支援事業の活用等)を整備するパターン



地域生活支援拠点(面的整備型)の組み合わせ例

地域生活支援拠点(多機能拠点型)の組み合わせの例 ③

同一の建物の中に日中活動、グループホーム、短期入所、居宅介護等支援、相談支援、安心生活支援事業(地域生活支援事業の活用等)を整えるパターン(高齢化・重度化に伴い、日中活動に通うことが困難になる障害者の利用を想定)



【3F 居宅介護、相談支援センター】

ヘルパーステーション、相談支援事業(計画相談、地域移行、地域定着)、安心生活支援事業(地域生活支援事業の活用等)

※委託相談(基幹相談支援センター)との組み合わせも想定

【2F グループホーム+短期入所】

グループホーム10名~18名程度

短期入所2名~10名程度

宿直室、食堂、談話室、調理室、活動スペース、多機能トイレ、浴室、特別浴槽 等

【1F 生活介護】

作業室、特別浴槽、静養室、食堂
研修スペース、スタッフルーム

(参考資料 最終ページ)